

# 2019年3月議会 代表質問

2019年3月定例市議会の代表質問で、  
河村ひろ子市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

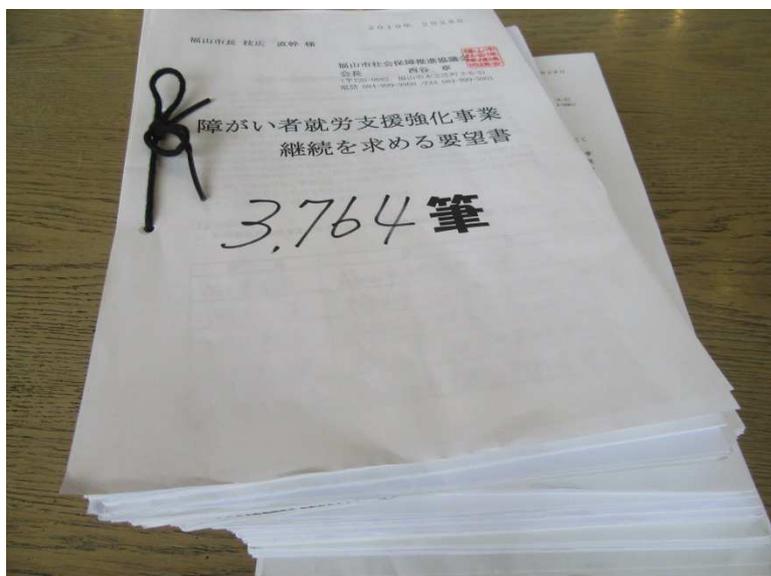
## 河村ひろ子市議

3月7日(木)  
午前11時20分～



1 事務事業見直しについて -----	2
①福山市障害者就労支援強化事業の廃止について ----	2
2 水道事業について -----	9
①給水停止について -----	9
②福祉減免制度について -----	12

利用助成の廃止やめて！  
市民の声を受け止めよ



## 1. 事務事業見直し

### ①福山市障害者就労支援強化事業の廃止について

**河村ひろ子市議** 福山市は2019年度の予算編成に向けて、282の事務事業を見直しました。その内容は、見直し216、廃止15、財源確保51で、削減額は18億9326万9千円です。

枝広市長就任以降、3年間で見直した事業の総合計は738、廃止75等で、削減額は44億6630万8千円にのぼります。廃止された事務事業の中には「障害者住宅改造費補助」や「災害援護資金貸付金」「母子家庭等緊急援護資金貸付金」など、制度の隙間を埋めていた福山市の独自施策が多く含まれています。市民の生活を支えてきた市独自の制度を予算削減のために廃止することは許されません。

制度の見直し・廃止による市民生活への影響はどのように把握され、どのように分析されているのでしょうか、お答え下さい。

今回、廃止対象となっている「障がい者就労支援強化事業」は2007年7月から始まりました。障がい者の就労支援サービスの利用料を全額助成する、全国に先駆けた福山市独自の制度であり、2018年度の対象者は140人、事業費は1021万円との事です。

2006年から始まった障害者自立支援法により、障がい福祉サービスには原則1割の利用負担が義務づけられ、全国的に利用抑制や施設退所などが相次ぎ大問題となりました。

2012年度から、本人と配偶者の年間収入の合計が概ね300万円以上の世帯は上限額9300円、600万円以上では3万7200円の利用料に、見直されましたが、依然として利用者には大きな負担です。

福山市の就労継続支援A型事業所の平均月額工賃は8万1千円、B型事業所は1万4千円との事で、自立した生活が営める工賃ではありません。

精神障害で作業所に通っている30歳代の男性は「工賃は1ヶ月6千円だけど、作業所への電車代が一月5400円もかかる。これに利用料の支払いはとてもできない」と話しています。事業所関係者によると、今後事業所を辞めると話している利用者が何人もおられるとの事です。この現状をどのように受け止められるでしょうか、お答え下さい。

2月22日、25日に福山市は、就労系事業所と相談支援事業所に対して事業廃止の説明会を行いました。そこではどのような意見

が寄せられ、事業所の声をどのように受け止められたのでしょうか、  
お答え下さい。

2月21日には、福山小規模作業所連絡会が市長あてに事業の継続を求めて要望書を提出しました。要望書には「当事者の混乱と、精神的・金銭的影響は甚大です。わずか1ヶ月足らずで利用を継続するかどうかの判断を利用者に迫る手法は、福祉から大きくかけ離れています」と、市の姿勢を厳しく指摘しています。

また、同月28日には、福山市社会保障推進協議会が市長あてに3764筆の署名を提出しました。

署名の数は、制度を存続してほしいという利用者をはじめとする、市民の切実な願いです。市長は利用者の願い、署名の重みをどのように受け止められたのでしょうか。お答え下さい。

このように、多くの市民から存続の要望が寄せられています。当事業の廃止方針の撤回を強く求めるものです。ご所見をお示し下さい。

2014年1月、日本は障害者権利条約を批准しました。権利条約の議論が白熱する中で「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という言葉が繰り返し国連の議場で響き渡ったといえます。

今回、当事者に説明も相談もせず廃止方針を決めるという、福山市のやり方は権利条約にも違反する行為です。

障害者権利条約 28 条には、「相当な生活水準および社会的な保障」が謳われていますが、実態はかけ離れています。2016年の「きょうされん」が行った「障害のある人の地域生活実態調査」によると、福祉的就労の場で働く障がい者のうち、相対的貧困といわれる年収122万円以下の人は81.6%。さらに年収200万円以下のワーキングプアでは98.1%です。福祉的就労で働く人は、働いても生計を立てられる収入に結びついていないのが実態です。

障がい者の稼働所得の不足分を補う制度や、障害ゆえに追加的に必要となる経済的負担の軽減をはかる制度が必要であり、福山市の「障害者就労支援強化事業」は経済的負担を減らす大切な役目を果たしてきました。事業廃止ではなく、むしろ拡充を行うべきであります。

2008年6月に、全国市長会は国に対し「就労支援や就労継続支援の利用負担金について、本人の就労収入を控除する個別減免制度を設けること」などを要望されています。ところが、未だに利用者負担の問題は改善されていません。この状況をどう受け止められ

ますか。利用者の実態を伝え、制度改善を重ねて国に要望することを強く求めます。ご所見をお示してください。

**市長（答弁）** 始めに、**事務事業の見直し、廃止について**であります。

事務事業の見直しは、その時々<sup>の</sup>市民ニーズに的確に対応できるよう必要とされる事業へ限られた財源を有効に配分できるよう、施策の再構築を目的として取り組んでいるものです。

今後とも、事業の利用状況や事業効果等を見究めながら、当初目的を達成したもの、他に代替が可能なものなどについては、廃止も含め、見直しを行っていきます。

議員より御指摘の3事業については、このような考え方に立ち、いずれも、国制度等の活用が可能であるため、事業廃止したものです。

次に、**障がい者就労支援強化事業**についてであります。事業説明会では、「事業廃止の周知期間が短い」、「障

がいの特性によっては混乱する利用者も出る」などの意見がありました。

本事業は、2006年（平成18年）新たに「障害者自立支援法」が施行された際、国が示す移行期間である2011年度（平成23年度）末を終期と定め、創設したことや、国が示す移行期間から既に7年が経過し、本市においても、移行が完了したことから、事業目的は達成したものと判断いたしました。

本事業の廃止に伴い、利用料の負担が生じることで、サービスの利用を控えるおそれがあるとの指摘には、十分留意しなければならないと考えています。

このため、利用者に対しては、不安を感じることなく、サービスの利用控えが生じないように、就労系事業所や相談支援事業所と連携を図り、利用者の生活の状況を十分に把握する中で、引き続き担当部署には、丁寧な説明を行うよう指導してまいります。

なお利用者の負担軽減については2010年度（平成22年度）に、国において、所得に応じた負担に見

直しがなされた際、制度上の負担軽減が導入されており制度改善を国に求めることは考えておりません。

## 2. 水道事業

### ①給水停止について

**河村ひろ子市議** 水は市民生活に欠かせない重要なインフラですが、料金滞納による給水停止件数は依然と高いままです。

福山市の決算要求資料によると、2017年度の上水道料金の督促件数は7万4862件、停水予告件数は9万9917件、給水停止実績は3157件にも達します。

市内に住む70歳代の一人暮らしの男性は、心臓病と糖尿病の持病があり、ごくわずかの年金で生活をしています。病気を契機に支払いが滞り、水道料金を約1年分滞納しました。収納担当の職員に一度支払いの約束をしましたが支払えず、昨年12月中旬、給水停止処分を受けました。その間、知人から水をもらい何とか過ごしましたが、トイレの水は流せず、食器も洗うことができず不衛生な生活を強いられていました。その後、給水停止の解除を求めましたが「滞納分を一括で支払わなければ解除出来ない」と、断られています。さらに、水道料金の滞納から、給水停止が解除されるまで、「一度も福祉関係からのアプローチはなかった」との事です。

給水停止に至るまでに、当局が直接、本人の生活実態を把握する

べきと考えますが、このような場合、どのように対処しているのでしょうか。また、給水停止後の本人の安否確認はどのように行っているのでしょうか、お答え下さい。

2015年度から市は、料金の徴収業務を外部委託していますが、このような事態を発生させないためには、少なくとも、給水停止業務の外部委託は取りやめるべきであります。ご所見をお示し下さい。

給水停止は命の問題につながります。給水停止は断じて行わないことを強く求めます。ご所見をお示し下さい。

**市長（答弁）** 上下水道事業についてお答えします。

まず、給水停止に至るまでの対応についてであります。

水道料金の未納者に対しては、営業関連業務の受託会社が電話催告や訪問督促などを行います。そうした中で、可能な限り生活実態の把握に努め、分割納付などの送付もさせていただいております。それでもなお、納付の意向が見られない場合は、最終的に上下水道局が給水停止措置を決定しています。

給水停止後は、速やかに訪問督促を行い、電気等の

使用状況など居住実態の把握に努めております。水道事業は、利用者からいただく料金で成り立っており給水停止措置は、負担の公平性や健全経営の観点から、必要な措置であると考えております。

引き続き、受託会社や関係部署と連携する中で個々の状況に応じた、きめ細やかな対応を行ってまいります。

## ②福祉減免制度について

**河村ひろ子市議** 福山市は、2015年度から生活保護世帯を対象とした、上下水道の基本料金の減免制度を「生活保護制度」との二重の給付を理由に廃止しました。しかし、生活保護は年々給付費が削減されています。

2015年から住宅扶助の基準額と冬期加算の引き下げが行われ、2018年10月から3年間かけて平均1.8%、最大5%の生活扶助費が削減されます。

2018年10月には、福山市内4752保護世帯のうち79%の3801世帯の扶助費が減額されました。最も削減幅の大きい世帯は月額7550円にもなります。

そのため、生活保護利用者の多くは、水道代を節約するために、入浴回数を減らしたり、浴槽にお湯は溜めないなど、厳しい生活を強いられています。

2016年7月に厚生労働省が行った「生活保護受給世帯における家庭の生活実態及び生活意識調査」の結果によると、週に1回しか入浴しない人数の割合は増えており、毎日入浴をしない理由は、「金銭的な余裕がないから」と回答する人が多くなっています。福

山市でも、生活福祉課と連携し、保護世帯の生活実態を把握するべきであります。また、生活保護世帯を対象とした福祉減免制度の復活を求めます。ご所見をお示し下さい。

全国では、生活保護世帯にとどまらず、上下水道料金の減免措置を行っている自治体があります。県内では広島市、中核市では旭川市や枚方市が、障害者のいる世帯、寝たきりの高齢者等がいる世帯、ひとり親世帯なども対象にしています。

さいたま市や仙台市などでは市民税非課税世帯を対象に実施しています。

2014年に施行された水循環基本法は「水が国民共有の貴重な財産であり公共性の高いもの」であるとし、「すべての国民がその恵沢（けいたく）を将来にわたって享受できること」を基本理念にあげています。この理念は、水は憲法25条が保障する生存権に関わるものだからです。

公共の福祉の増進を目的とした福祉政策の観点から、障害者のいる世帯、寝たきりの高齢者等がいる世帯、ひとり親世帯などを対象とした減免制度の創設を求めるものです。ご所見をお示し下さい。

**市長（答弁）** 次に、福祉減免制度についてであります。

水道料金や下水道使用料は、生活扶助基準の費用に含まれており、減免した場合、その費用も含め認定されている生活保護費と重複した支援となっていたことから、2015年（平成27年）3月に制度廃止したものです。制度の復活は考えておりません。

なお、生活保護世帯も含め、納付が困難となった方に対しては、関係部署が連携する中で、個々の生活実態に応じた対応を行なっています。

次に、福祉的な支援が必要な世帯については、現行の様々な社会保障制度での対応が基本であり、新たな減免制度の創設は考えておりません。